

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則

(管財課)

ページ

## 規則

号外(一) 令和五年一月三十一日

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四号

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則

岐阜県公有財産規則(昭和三十九年岐阜県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二中「の規定及び」を「法第二百三十八条の四第二項第五号又は第六号に掲げる場合にあつては、第二十條)及び」に、「法第二百三十八条の四第二項」を「同項」に改める。

第二十三条中「前三条」の下に「法第二百三十八条の四第二項第五号に規定する施設の用に供するために地上権を設定する場合又は同項第六号に規定する施設の用に供するために地役権を設定する場合にあつては、第二十條)を加え、「使用」を「使用させ」に改める。

第二十七条第一項中「基づく」を「よる」に、「價権の額に」を「價権の額」に、「次に」を「次の各号に」に改め、「区分」の下に「に」に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加え、同項第一号中「財産については、建築費」を「財産 建築費」に改め、「製造費」の下に「の額」を加え、同号ただし書中「こと」を「こと」に改め、同項第二号中「立木竹については、その」を「立木竹 其の」に改め、同項第三号中「権利については、取得価格」を「権利 取得価格」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 法第二百三十八条第一項第六号に掲げる財産 次に掲げる区分に応じ、それぞれ

次に定める額

イ 株式 当該株式の発行に際して株主となる者が当該株式一株と引換えに株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額（当該額がない場合にあつては、当該株式会社の資本金及び資本準備金の額の合計額を発行済株式の総数で除して得た額）に株数を乗じて算定した額

ロ 社債又は地方債 社債原簿又は地方債証券原簿に記載され、又は記録された当該社債又は当該地方債の金額

ハ その他の財産 額面金額

第二十七条第一項第五号中「受益権については、当該」を「受益権 当該」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 法第二百三十八条第一項第七号に掲げる出資による権利 出資金額

第二十七条第二項中「公有財産につき」を「公有財産（土地及び建物を除く。）につき」に改め、「建物にあつては毎年、その他の公有財産にあつては」を削り、「その年」を「その年」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 総務部長は、公有財産（土地及び建物に限る。）につき、土地にあつては三年ごとに、建物にあつては毎年、その年の九月三十日の現況において別に定めるところによりこれを評価し、その評価額により台帳価格を改定しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和五年一月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県岐阜市

編集  
岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社